

基本手当日額の算出方法(H24.8～H25.7適用)

※離職日が平成15年5月1日以後の受給資格者

賃金日額 年齢	2,320 ～4,640	4,641 ～10,570	10,571 ～11,740	11,741 ～12,880	12,881 ～14,310	14,311 ～15,020	15,021 ～15,740	15,741～			
～29歳	賃金日額 ×0.8		$(-3 \times \text{賃金日額}^2 + 70,720 \times \text{賃金日額}) \div 71,000$		賃金日額 × 0.5		6,440円(上限額)				
30～44							7,155円(上限額)				
45～59							7,870円(上限額)				
60～64							※1欄外に	賃金日額 × 0.45		6,759円(上限額)	
65～							$(-3 \times \text{賃金日額}^2 + 70,720 \times \text{賃金日額}) \div 71,000$		賃金日額 × 0.5		6,440円(上限額)

※1 $(-7 \times \text{賃金日額}^2 + 127,360 \times \text{賃金日額}) \div 118,600$ } のいずれか低い方の額
 $\cdot 0.05 \times \text{賃金日額} + 4,228$

※2 基本手当の最低額 1,856円

基本手当の所定給付日数

①特定受給資格者の場合(③を除く)

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	90日	120日	180日	-
30歳以上35歳未満			90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満			90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日

②一般(特定受給資格者以外)の場合(③を除く)

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	90日	120日	150日		

③就職困難な受給資格者

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	150日	300日			
45歳以上65歳未満			360日			

高年齢求職者給付金

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
支給額	30日分	50日分